

令和3年度固定資産税・都市計画税について

令和3年度は、3年に一度の評価替えの年にあたります。土地は、地価公示価格などを参考にして評価額を算定しています。家屋は、(建物)物価の変動や年数の経過を考慮し、評価額を算定しています。

固定資産課税台帳を縦覧できます

自分の土地や家屋の評価額が適正かどうかを、他の土地や家屋と比較して確認いただける、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

縦覧期間

4月1日(木)～4月30日(金)開庁時間
(土・日曜日、祝日を除く)

場所

税務課(市役所2階11番窓口)

縦覧対象者 土地または家屋に対する固定資産税の納税者

記載内容

- ◇土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、価格
- ◇家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者の方は、固定資産課税台帳記載事項の閲覧または記載事項の証明を申請できます。

持ち物 本人確認ができる書類(運転免許証など)

※代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類と納税義務者からの委任状が必要です。

手数料

◇閲覧 100円

◇記載事項の証明 200円

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書は、課税資産明細書とあわせて4月上旬に郵送します。

家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は課税のための家屋調査をお願いしています。課税される家屋とは、次の3つの要件を満たしているものをいいます。

- ①屋根、3方向以上の壁があるもの
- ②土地に定着しているもの
- ③その建物の目的とする使い方で使用できる状態のもの
倉庫、物置、車庫などの簡易な建物であっても3つの要件を満たすも

のであれば課税の対象となります。※なお、家屋を取り壊したり、新築・増改築などされたときは、税額が変わることがありますので家屋償却担当までご連絡ください。

償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)については、提出いただいた償却資産申告書を基に課税されます。償却資産をお持ちで未申告の方は、速やかに申告をお願いします。

都市計画税について

道路、公園、上下水道といった都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

課税対象者

毎年1月1日時点で市街化区域内にある土地及び家屋を所有している方

問い合わせ 税務課

◇家屋償却担当 ☎84-0621

◇土地担当 ☎84-0622

起業者を応援します

市では、地域経済の活性化と雇用創出を目的に、起業のための補助制度を実施しています。

補助金名	内容	補助率
半田市起業・会社設立支援補助金	市内で会社設立時に必要な費用(定款認証、登記申請時等に係る費用)を補助	2分の1(上限20万円)



▲市ホームページ

経済課 ☎84-0638